

# 「仁政」に対峙する西鶴

——『本朝二十不孝』と『懐硯』の「諸国」——

有 勵 裕

## 一、野間氏の西鶴像（二）——『本朝二十不孝』の執筆動機

戦後の近世文学研究をリードしたのは暉峻康隆氏と野間光辰氏という二人の大先達であつたが、野間氏が故人となつて早くも二十余年、暉峻が亡くなつて八年ほどの歳月が経過した。とはいへ、この二人の業績を読み返すことから始めなければ、研究の入り口に立つことができないという状況は、今日においても変わりはない。いや、入り口どころか、あれこれと新たな調査と思索とを重ねたつもりで文章化したものが、よくよく読み返してみれば先の二人の手のひらの上を徘徊していたに過ぎなかつたという経験を持つ研究者は、われわれの世代には少なくないのでではないか。

とはいものの、よく知られている通り、この二人の西鶴觀は大きく隔たつており、様々な場面で反駁しあつていた。もちろんその対立は学問上のことに限られ、戦後の近世文学会の発展はまさにこの二人の協力と信頼関係の下になされたといえ

る。だがそれにしても、両者が抱いていた“井原西鶴”という作家の像には、大きな開きがあつた。暉峻康隆氏の豪放磊落ともいべき西鶴像は、その代表的著書『西鶴評論と研究』上二冊（注1）などで十分に語りつくされている。また野間氏の西鶴像も、『西鶴年譜考証』（注2）をはじめとする様々な著述の中に綴られている。そして野間氏の記述からは、暉峻氏とは対照的な、やや屈折した暗い影と鬱積した感情とが感じられる。たとえば、『本朝二十不孝』に対する見解を見てみよう。貞享三（一六八六）年十一月の刊記（序文は貞享四年正月）を持つこの作品は、徳川綱吉による孝道奨励政策の最中に親不孝者の話ばかりを集めて刊行されたが、氏はこれについて次のように述べている（注3）。

西鶴が親不孝咄といふテーマを選んだのには、やはり西鶴らしい時代や社会に対する感想が根柢にあつたと思うふ。といふのは、度々繰り返していふやうに、儒教主義の権化ともいふべき將軍綱吉が、これより先天和二年（一六八二）

品を今日読み直す意義を再考するところにある。

三月、駿河国今泉村の農民五郎右衛門の至孝を旌表して、儒臣林大学頭信篤をしてその伝を作らしめ、同年五月には諸国に令して世にいはゆる「忠孝札」なる高札を建てさせ、

ついで天和三年七月將軍政治始に發布する慣例の「武家諸法度」には、歴代將軍の前例を破つて、「文武忠孝を励

(ま)し、可レ正一礼儀ニ之事」の一条を第一条に掲げるなど、丁寧懇切に孝道を奨励し、反復人民を教諭してゐるのである。西鶴はこの聖人君子面をぶらさげてゐる將軍の二重人格を、町の生活の中でぢかにそして鋭敏に嗅ぎつけ、むしろ反感を抱いていたのではないかと思ふ。「天下

様」に対する町人の反感や反撥は、よし痛切な実感であつたとしても、その自由な表現が許されなかつたこと、勿論である。だからこそ表面には「孝にす、むる一助ならんかし」と謳ひながら、孝道奨励とは逆行する親不孝咄を集めたのである。それは決して、單なる趣向の突飛さ、説話の興味だけに止まるものではない。

強まりつつある恐怖政治への危惧。欺瞞的な政策に対する憤

慨。ついに「書く」という行為を通して、自らの思いを表出せずにいられなかつた西鶴の姿が想起できる。

このような理解については、氏自身もその恣意性を指摘されかねない不安を感じていたようだが、それ以上に「反撥する西鶴像」が氏の内面では確固たるものとして存在感を保つていた。本稿の目的は、そのような野間氏の理解を手がかりに、西鶴作

## 二、野間氏の西鶴像（2）——西鶴第五書簡

先のような野間氏の思いは、他の文脈の中で突然噴出することもあつた。西鶴の残した手紙のうちの、所謂「第五書簡」と呼ばれるものに対する見解がそれである（注4）。

この書簡は肥前鹿島藩主鍋島直条の備忘録『塵塚』に書き留められていた、大坂の医師真野長幸（字長澄）に宛てたもので、日付は記されていないものの、野間氏はこれを貞享五年三月執筆であろうと推定している。

此ごろの俳諧の風勢 気に入不申候ゆへ やめ申候

嘉太夫ぶしの上るりに うき世をなぐさみ申候 以上

尚々鑑くら新藏芝居に能子共出中候

人は何ともいへ たつや能子にて候 以上

西鶴

月 日

長澄様

かつて『俳諧大矢数』の成就の折には「日本第一」（延宝八年・第二書簡）と自らの俳諧を誇っていた西鶴が、近年の俳諧の傾向が気に入らないのでやめることにする、という冒頭部分に関して、野間氏は次のように述べる。

西鶴をして、俳諧をやめさせたものは何であるか。西鶴は

「此ごろの俳諧の風勢氣に入不申候ゆへ」といつてゐるが、実は、一種の都會風俗詩ともゆふべき談林俳諧にとつて、最も興味ある觀察の対象であり、誌想の源泉であり、素材の宝庫でもあつた社会の情勢の変化が西鶴の気に入らぬ故に、俳諧をやめざるをえなかつたのである。端的にいへば、延宝末年から天和・貞享に至る、深刻な不景氣と不安な世情が、談林俳諧の生命とする戯諧と嘲笑を奪ひ去つてしまつたのである。天和調の一時の流行は、いはばその一つのあらはれである。しかし多くの俳諧師は、この前後から俳諧と絶縁して、俳壇から全く姿を消し去つた。(中略) 俳諧の風勢<sup>情</sup>が一変して気に入らぬものとなつたとすれば、その根源は実は世情の不安と危機にありとしなければならぬ。

氏は続けて、天和・貞享こそは五代将軍綱吉の治世の初期、所謂「天和の治」の時期であつたことを指摘する。つまりここでも、綱吉という恐怖政治家の出現によつて、鬱屈し憤懣を蓄積していく西鶴像を野間氏は読み取つてゐるのである。

野間氏の理解は、その後積極的に肯定・継承されていったわけではない。また、今日読み返してみると、いささか唐突な印象を与える文章もある。

### 三、野間氏の西鶴像（3）—その背景

先に引用したような野間氏の見解を、仮に恣意的なものと断

定するなら、何が氏をそうさせたのであろうか。いささか横道にそれるようではあるが、あのような西鶴像をあえて提示しなくてはならなかつた理由が、野間氏の側にあつたと考えてみることもできる。

昭和十一年九月、日本諸学振興委員会が文部省に設置された。その目的は、「國体・日本精神に基づき學問の各分野に亘つてその内容方法を研究批判し、我が國獨自の學問文化の創造發展に貢献して延て教育の刷新に資」することにあつた。様々な學會や講演会を開催していくが、昭和十六年度からは「大東亜戰爭下本委員会の使命の愈々重きを加へたることから、さらに事業は拡大され、「日本諸學」という機關紙を刊行することになつた(注5)。そんな中、昭和十七年五月に奈良女子高等師範学校講堂で開催された「國語国文學特別學會」において、野間氏は「都の錦の悲劇」という発表を行つてゐる。

筆者架載の「日本諸學」第二号(昭和十七年十一月發行)には、西尾実氏(当時は東京女子大学教授)の「國語国文學特別學會所見」が載つており、そこでは、すべての発表は「大東亜新秩序の建設といふ主題からいふと、肇國精神の史的發展として跡づけられるような言語事実・文學事実がまづ」論じられるべきだという立場からの、次のような批評が記されている。

野間氏の発表においては、さういふ片鱗さへ示されにかつた。討議の席上、私は氏の研究発表について、氏に都の錦の文學史的意義をどう考へてゐられるかをお尋ねし、併せ

て、近世文学研究諸家に、皇國文學の發展における近世文學の意義をどう考へるべきかをお尋ねせざるを得なかつた。(中略) 皇國精神の發展における近世文學の意義といふことについては、考へなくてはならない問題が遺されたまゝであつたやうに思れる。

また、同じ号の「國語國文學特別學會記」で、この事に関連して久松潛一氏は次のように述べている。

西尾委員によつて近世文學に関して如何なる意義を今日見出すべきかについて、野間氏の所論にふれて質問されたのは意義深きものがあつた。近世文學が戯作者的立場を以て書かれたものが多く、嚴肅な精神に乏しいと見ることも一つの見解である。

これらの記事のみからは實際の会場の雰囲気は把握しがたいが、この件について神保五彌氏は、「当時の『文芸春秋』誌上に、自分がその研究態度について発言したら、学会で失脚する人物が何人かいるという旨の文章」を書いていた「某博士」から、「かかる戦時下に江戸時代の作家などを」と野間氏が非難されたと、自らや眞嶋氏の辛い体験談とともに言及し、「それにもひどい時代であった」と回想している(注6)。当時学界において重きをなしていた研究者たちが、「天皇に絶対順从し奉るみ民としての自覚は国文學の教學の根柢」(久松潛一)、「國文學の動向と課題」「日本諸學」創刊号)や「教育や學問は直接に敵を叩きつぶす仕事ではなく、むしろかゝる仕事の基礎

工事にはかならぬのであるが、同時にまたそれは大東亜建設の基礎工事でなくてはならない」(和辻哲郎「戰時教學の根本方針」)といった、時局に迎合した發言を行つてゐた時代である。その彼らが、時局とは縁のない作家について研究發表したことを見倒するのはいわば当然のことではあつたが、野間氏にとつてはまさに屈辱的であつたに違いない。

敗戦を経過したとはいえ、このような体験からまだそれほど年の数を経ておらず、しかも戦後民主主義社会も「逆コース」と呼ばれる動向の中になつた昭和三十年代、自由な發言が出来ない恐怖政治に対する特別な思いが野間氏の中にあり、西鶴について述べようとするときに、この極めて実証的な學風の研究者をして思わず感情的にさせたという可能性は十分に考えられる。

ただ、そのような社会的・個人的な背景があつたとしても、野間氏の西鶴像を誤りであると断定する理由にはならない。そこにつりつゝ思考過程はどうであれ、野間氏の結論そのものの是非の検討は別になされねばならない。

#### 四、西鶴の創作の姿勢——カモフラージュ、「ぬけ」、寓言

野間氏の西鶴像がそのまま受け入れられなかつた理由の第一は、それを確實に証明する記述が残されていないことである。『本朝二十不孝』には、政策に対する批判は明言されていな

い。しかも、登場する親不孝者たちは、ほとんど全てが悲惨な末路を迎えていた。西鶴がもし綱吉に対し強い反発や敵意を感じていたのであれば、出版取り締まり云々の事情を考慮したにしろ、それなりの書き方をしたのではないか、と思わずにはいられない。

というのも、西鶴以前の仮名草子に明確な例を見出すことができるからである。『薬師通夜物語（福齋物語）』（寛永二〇年刊）には、

侍は、物をたくはへぬ物と聞に、利分やすき借銀なされ、米たばひおき、しめ壳被成候を、また隣国に聞、いづくもおなじ事に、高直になり、天下太平なれば、猶さぶらひ欲心ありて、如此なり。人間は申すにをよばず、人倫に近き生類、牛、馬、犬、猫、鼠までも、飢餓になる。侍の金銀わきて悦び候へば、世界の者かなしみ死する。ことの外なる殺生をあそばす個とど、しもぐは申しける。

という記述がある。また、『浮世物語』（寛文四年以後刊）の巻三の二「侍の善悪批判の事」にも、「侍道にも良きは稀」として、次のような辛辣な批評がある。

目の前にては利口覚めきて表裡輕薄を繕ひ、利欲に傾き恩を忘れ、人を誇りて慈悲なく、親疎を言はず物を掠め取り、よき人を嫉み押倒さむとす。これらの奴原世に多く、恥をも知らず人目をも憚らず、主君に追従をいたし、家老の前にお鬚の塵を取り、様々詔へば、誠によき者と思はれ、程

無く出頭人にもなり、知行を加増せらる、  
松田修氏のいうところの、「仮名草子における批判的リアリズムの系譜」（注7）であるが、これ程の過激さを感じさせるもののが『本朝二十不孝』の記述の中に見出すことはできない。

しかしながら、これらを根拠に野間氏の見解を恣意的なものと断定してしまうこともまた、安易にはできない。貞享年間という時代背景や西鶴の作家的立場が先の仮名草子の諸作者とは異なっており、表現における困難さ、カモフラージュの必要性はより高まつていたはずである。谷脇理史氏が指摘しているように、「天下にさはり申候句もなし」という延宝八年六月二十九日付けの西鶴書簡の一言があるだけでも出版取締りを強く意識していたことは十分に推測でき、その裏に「西鶴が、単に綱吉や「御公儀」の施策に対するばかりではなく、より広く武家（とりわけ上流の武家）に対する反撲、面白からぬ気持ち」があつた（注8）とする可能性も十分に考慮する必要がある。

「カモフラージュ」に類似するものとして、「ぬけ」や「寓言」といった当時の俳諧手法や文学概念が想起されてくる。果たして、野間氏が言うような西鶴の「本音」は、「ぬけ」の手法や寓言論から証明しうるものであろうか。

談林俳諧の流行手法であつた「ぬけ」は、そのものを表現面にはあらわに記さずに、余意としてそれと想起させる手法である。とはいっても、カモフラージュといった意識とは異質なもので、あくまで表現のおかしみを求めるものであり、謎解き的

な一面もあるが、言語遊戯的な範疇を出るものではない（注9）。

となると、この手法から導き出せるのは、佐竹昭広氏がかつて展開した、「本朝孝子伝」という原拠探しの謎解きを楽しむ、という発想くらいではないだろうか。とても恐怖政治への憤懣といった性格のものにはたどりつけそうにない。

また、「寓言」という発想についても同様なことがいえる。老莊思想から展開した近世日本の「寓言」理解はさまざまに派生し、他に託して何かを述べるという本来の発想から転じて、いかに奇抜に表現するかという方向へと展開する。

そして、わが国における寓言説の展開は、表現の心底に何らかの心理を藏した寓意性に重きを置いたものと、表現の珍しさに重きを置きおかしみや遊びの要素を重視したものとに大きく分化しつたとされる。西鶴の属した談林俳諧で論じられた文学理論としての寓言論はもっぱら後者であったという（注10）。また、寓言論を散文→前期戯作の創作方法として論じた中野三敏氏は、この二通りのあり方を、熊沢蕃山の影響を受けた佚齋橋山と中国の渾詠小説をふまえた清田僧叟の理解に代表させて説いている（注11）。前者が、あくまで虚をもつて実を勧めるために奇抜な表現を用いたものであり、そこに作者の「士大夫の世界」あるいは「第一文芸へも通じる意識と自負」が垣間見られるのに対し、後者は、徹底した表現主義を目指し、倫理性や道徳性を離れた慰み草としての性格を強く持つという。

前者の寓言観は、「本朝二十不孝」は教訓性や実用性を備え、

虚構性を駆使してそれらを奇抜に表現した譬え話であるとし、「教訓も慰み」とする長谷川強氏や勝又基氏の論稿の妥当性の論拠となる（注12）。一方、あくまで奇抜な表現を求める「第一として内面性や倫理性とのかかわりを放棄したものを寓言とし、それを『本朝二十不孝』にあてはめるならば、当時の常識的倫理観に立ちつつ「面白おかしく語り、読者を楽しませ」ることに努めた「慰み草」ととらえるような、谷脇理史氏がかつて主張した「戯作説」に近い見解となろう（注13）。

いずれにせよ、「ぬけ」や寓言論の発想の内側で考える限り、野間氏の抱く西鶴像に対する否定的にならざるをえない。その後の研究者が氏の説を継承しなかったのは、西鶴作品の叙述そのものに幕府に対する明確な反発を見出せないと同時に、このような当時の常套的な創作手法や文学概念から考へても裏づけが困難であったからにほかならない。

もつとも、日本文学における寓言論は、源氏物語寓言論等々、中世以来の長い伝統を持ち、また近世期を通じて多岐にわたって展開していく。それを、俳諧と初期戯作についての先行研究の結論のみを利用して大雑把に二つのパターンで概括してとらえ、そこに西鶴作品を二者択一的にあてはめるのはあまりに乱暴であるかもしれない。篠原進氏によつて、「寓言」の語により治世に対する屈折した批判精神を含ませて理解する刺激的な論稿が最近提示されたこと（注14）なども注目する必要があろう。従来のステレオタイプの理解からは逸脱したこのようない「寓言」

観が認められるのであれば、野間氏のような西鶴像も再考する意義があるということになる。とはいものの、どのような「寓言」の理解の仕方がはたして妥当であるのか、現在の私は未だ判断が下せない。とりあえずは、問題点の明確化のために、旧来の二つの「寓言」の用法の範囲内にとどめて論を進めることとした。

## 五、西鶴の「毒」と「天和の治」

そもそも、研究者が文献上の用法から整理分類したような「寓言」観を西鶴が熟知しており、その理論を遵守して執筆を行っていたなどという保障はどこにもないといえよう。中村幸彦氏も、寓言論と西鶴との関連を論じつつ、「談林の寓言論で提出されたままの客觀主義のみで片付けられない何かを持つてゐる」「談林でも表現のみではなく、広い視野の寓言論があつた如く、西鶴の浮世草子でも、作者の文学観や、人間観にふれないでは通れない處に達したのではなかろうか」と述べている（注15）。そのような「何か」の存在については多くの共感が得られるものと思う。

それゆえに、一時期は戯作説や「謎解き」説が全盛のようと思われた『本朝二十不孝』研究も、それらとは異質なものを探求する論の系譜ともいいうべきものに属するものが次第に数を増しているように思われる。

矢野公和氏（注16）、箕輪吉次氏（注17）、大久保順子氏（注18）、篠原進氏（注19）、杉本好伸氏（注20）等は、それぞれのアプローチでこの作品に込められたアイロニイや批判を読み取ろうとしており、拙稿（注21）もまたそれに属するもののつもりである。これらの内容については別稿において詳述した（注22）ので省くが、その共通性を篠原氏のもともわかりやすい表現で言うならば、幕府の孝道奨励策に対するある種の「毒」をこの作品は有している、という発想だということができる。

これらの論稿は、野間氏の論をどこかで意識しつつも、そのしさか感情的にも思える筆致とは異なった形で、すなわち、作品内部の詳細な分析によつて根拠を見出すという方法を取り、それぞれに刺激的な解釈を提示している。その妥当性を証明するために今後必要なことは、西鶴の抱く幕政觀、國家觀といつたものの裏づけであろう。それがなければ、「ぬけ」や寓言論などの既成の文学概念の理解を前提に反論され、西鶴が幕政に対して批判的な意識など持つはずはない、そんな発想は近代主義によるさかしらである、という従来の固定觀念の壁を前にして逡巡することが続くことになる。

とはいへ、西鶴の幕政や国家に対する意識などを明確に記した文書などあるわけはない。ならば、歴史学などの関連諸科学の新しい成果を踏まえながら作品そのものを再検討してみると、西鶴が幕府の政策とどんな姿勢で向き合っているのかを、実証的に浮かび上がらせるとはできないものか。とりわけ、

いまさらながらではあるが、綱吉政権初期の政治状況や思想的状況の解説については、十分な目配りをする必要がある。

西鶴の生涯は、將軍綱吉の生きていた時期の内に納まり、綱吉が將軍となつてからの時期が浮世草子作者としての活躍期である。この五代將軍の治世の開始は、単なる個性的な君主の登場に止まらず、幕府の支配機構が実務中心の官僚組織に再編成されていく構造改革期にあたつている。綱吉の治世の間に三十四名の代官が年貢延滞等の理由で処罰され、その結果ほとんどの代官がこの時期交代し、從来の世襲的代官から徵稅官的代官へと転換したことなどはその証左である。代官に対して農政担当官としてのあり方、つまり、民といかなる関係を結ぶか、農業に精通した環境整備を行い、「私」を排除し公正な直仕置き・直裁を行うか等が求められるようになり、それを実行する能力がなければ処罰されたという。また、老中として所謂「天和の治」をリードした堀田正俊その人自身が、戦国期の武勇を持つ譜代の家柄ではなく、文官出身者であった。

このような大きな改革が行われるに当たつては、当然の事ながら、その背景としてそれに對応した理念の提示というものが必要となる。延宝八年（一六八〇）の綱吉の將軍即位早々に代官に対し出された、「民は國之本」条目とよばれる全七条のものは、まさしく次のような第一条で始められている。

一、民は國の本なり、御代官の面々常に民の辛苦をよく察し、飢寒等の愁これなきやう申しつけらるべき事

これが、堀田正俊の発案によるものか、將軍綱吉自身の意思によるものかは判然としないようだが、これは單なる題目に止まるものではなかつた。実際に領主が恐れおののいて、にわかに「救」の為に百姓に米などを与えたり、百姓が江戸まで訴訟に出掛けたといった事件が起きていた。國というものが君主と分離され、民との三者のあるべき関係が意識されるようになつたと受け取ることができる。

もちろん、このような条目の発布によつて世間の認識が急に変わつたわけではなく、むしろ社会構造の変化が、「仁政イデオロギー」ともいべき発想を受け入れる時期に達していたことは、すでに多くの歴史学研究の成果が実証している。

ただ、そのような「仁政イデオロギー」あるいは「國は民の本」という発想が、上は老中や幕閣、そして儒者などの知識人、領主や代官、下では百姓町人にまで、共通のテキストの読解あるいは講釈によつて確立されていったという指摘がなされていることは極めて興味深い。それは、『太平記評判秘伝理尽鈔』をはじめとする太平記のさまざまな注解であつたという事實を明らかにした、若尾政希氏の論稿である（注23）。

このような「仁政イデオロギー」という発想が顯在化してきた時期と、『本朝二十不孝』の刊行とは重なつてゐる。いや、両者を重ね合わせて読むことでこそ、そこに西鶴の作家としての姿勢を見出すことができるのではないか。

## 六、「仁政」の下で—現実の把握と隠敵

れば、諸人大に苦むのみに非ず。下民恨を含む物也（卷二  
五）

若尾氏は、先の条目が出る以前に、「民は國之本」なる語をキーワードとした農政論を山鹿素行が展開していたことを指摘している。寛文五年（一六六五）成立の『山鹿語類』五巻で「民生」を論じるにあたり、その最初に「民を以て國之本と為すを論ず」という編を設けて、まさにそこに根本理念がなくてはならないこと提示しているのである。また、熊沢蕃山も『集義和書』（寛文二年初版刊）の中で、「近年思ひの外なる凶事出来て身代うしなひたる人に、民の困窮せざるはなし。民は是國の本也といへり。天命のかゝる所也」（巻一六）と、近年改易された領主はいずれも國の本である民を困窮させたが故に天命に見離されたのだと述べている。若尾氏はそれを詳細に検討した結果、これらが提示するるべき代官像は、『太平記評判秘伝理尽鈔』の提示した以下のような指導者像—具体的には、楠正成の姿と重なるものであることを明らかにした。

凡そ郡司は郡の人民の歎を知りて此を止め：貧なる者をすくうを以て第一とする。民に飢たる色なきを以て政を善と欲る事なるに（巻一六）  
上下遠して間に横謀あれば、万惡生じて国乱る、久しうからずして亡ぶるもの也（巻三五）

人の司と成る者は行跡と謂と直になく候へば、郎従の意何と誠め候といへども、直くはなき物也。理非に誤り滯り有

素行や蕃山、佐藤直方らと幕府や各大名の人脈とのかかわりについてはあるていうまでもないだろう。また、新井白石が幼少時、自分の父が太平記の講釈を受けているのを傍で聞いたという有名なエピソードがあるが、書物だけではなく、諸芸能における『太平記』や正成物の流行、庶民層を対象とした太平記読みの盛行も十七世紀後半の顯著な現象であった。河内の国石川郡大塚村の庄屋であつた壺井五兵衛の子孫への教訓書『河内屋可正旧記』にも太平記読みの影響は見られ、その幅広さを確認することができる。

ところで素行は、『山鹿語類』五巻で「民は國之本」であることを提示し、それに続けて具体的な政策として、各地の政治の善悪を知るために巡察使を派遣すること等を挙げている。優れた聖人君主によつて善政が行われる以上、諸国の実情調査は大前提であり、もし不正があれば罰し、善行は賞賛しなければならない。だとすれば、綱吉が将軍就任とともに始めた新しい治世を聖人による理想的なものと認めさせるために、全国に「忠孝札」を立てて信賞必罰を強調し、また、諸国巡回使を派遣して現状把握に努めたのも当然のことといえる。後の生類憐れみの令もそれとは無縁ではない。

天和の諸国巡回使は、「天和の治」を徹底する上で重要な役割を果たしたという。巡回使の報告内容について具体的に知り

得る資料である「九州土地大概」によれば、どの程度よい治世が行われているかどうか、「中之美政」「中之悪政」「悪政」などといったランク付けがなされ、この評価の中には孝子表彰についての記述もある（注24）。

こういった形で諸国の統治の状況が厳しく誹謗されるのも、まさしく「太平記読み」の言説に影響された「仁政イデオロギー」の一作用といえよう。幕府の建前としてこれが堂々と示されているのであれば、松田修氏の言う「批判的リアリズム」からの批判もさほど困難なものではないということとなる。

しかしながら同時に、言うまでもなく、この「太平記読み」の政治論は危険性を含んでいる。楠正成というわかりやすい想像が、武士層を越えて在野の教養人や民衆にまで浸透し、領主と民との関係意識＝「仁政イデオロギー」の形成に寄与したとするなら、理想と現実との乖離もまた明確となり、領主層に対する批判意識が必然的に発生する。当世を「有がたき御代」と賛美する可正でさえ、責務を実践しない領主層への批判的言辞を吐いているほどである。となれば、諸国巡見視が見てきた現実の悪政を幕府は何としても隠蔽しなければならない。

天和元年六月、僧一音というものが、所謂越後騒動のことを書き記して『越後記』としてまとめたことで八丈島へ流罪となつた、と『常憲院殿御実記』は記す。その内容は不明だが、（小栗）美作が虐政をなげくことも度々なり」といった記述か

ら、単にお家騒動のことだけでなく、内政と関わりのある情報であったことが容易に想像できる。

また、宮武外骨も『筆禍史』で取り上げているが、天和二年四月、江戸山伏町の正木惣右衛門という巡見使に記録係として随行した者が、その際に見聞したことの二冊の記録にまとめ、その写本を売ったことで罪に問われた、と『御仕置裁許帳』に記されている。その写本の書名も内容も伝わってはいないが、先の「九州土地大概」に記されていたような、諸国の内情を書き綴つたものであつた可能性が考えられる。このような事件の発生は、諸国の治政の実情に対する一般の関心の高さと無関係ではないだろう。

単なる事実の隠蔽にとどまらず、さらには、偽装も行われる。『本朝二十不孝』に先立つて貞享二年に刊行された藤井懶斎の『本朝孝子伝』は、諸国巡見使の報告や林信篤の作成した孝子伝との関わりが深い、一種の官製孝史伝という性格の濃い書物である。その中では、「九州土地大概」において「悪政」として非難されていた細川綱利が、慈悲深い領主として登場している（注25）。

## 七、『本朝二十不孝』と『懷覗』——秩序なき諸国のありさま

これまでの『本朝二十不孝』の研究史における『本朝孝子伝』という書物に対する関心は、西鶴がこの書を意識していたか否

か、はたして典拠として用いたかどうかといったところに集中していた。だが、ここで考えてみたいのは、「本朝孝子伝」の刊行をも含め、先のような、「仁政キャンペーン」の横溢する世の中全体を視野に入れて、「本朝二十不孝」と「懐硯」の作品世界を見直すことである。そうしてみると、誰の目にも明らかなことは、いずれも「諸国見聞」した有様を記す形式を取ながら、そこに描かれている世界があまりにもアナーキーだということである。

たとえば、「本朝二十不孝」巻一の一「今の都も世は借物」の冒頭は、清水寺の西門から眺める京の町の様子を、「立ち

つゞきたる軒の内蔵の氣色、朝日にうつりて、夏ながら雪の曙かと思はれ、豊なる御代の例」と、幕府の治世を賛美するかのような描写から始まる。しかしながら、それらに続いて描かれている京の街中の現実は、その「朝日」が照らすことのない影の部分——貧困にあえぐ零細な生活者の姿である。そしてその一方で、「長崎屋伝九郎とて京中の悪所銀を貸出す男」が堂々と新町通四条下るに店を構えている様が語られる。この伝九郎の店こそは、「欲に目の見えぬ男達」が群がる、表の世界と裏の世界の裂け目、裏社会への通路であった。

このような、御政道に反した金儲けや浪費、善政の恩恵など全く期待できない極度の貧困、為政者からは罰せられることのない不孝者、報われることのない不運な親や孝行者たちが「本朝二十不孝」にはあふれている。

松前の歴々の武士も慘めにやつれはててしまっている（巻四の四）。

そして、理不尽な不幸に襲われる人々の多さ。孝行娘の献身は無駄になり（巻一の二）、親の言いつけを守った孝行息子の兄は弟たちにより自害に追い込まれ（巻二の四）、何の落ち度もない富裕な夫婦が五人の娘に次々と先立たれて没落し（巻三の一）、飲んだくれの不孝息子に天罰が下つてもその後始末は親がするほかはない（巻五の二）。

これと全く対照的なのが、「本朝孝子伝」の世界である。以前にも指摘したことがあるが、「本朝孝子伝」今世部の孝子説話としての特異性は、貧困であることが孝行の美德を際立たせていることと、各説話の結末で為政者が孝行者を称賛し金品を下賜したと記すものが多いことにある（注26）。

極貧の中でも不平を言わず、自らの衣食は顧みず、そして、稼業よりも親に礼を尽くすことを優先する。そんな孝子たちを

華美な衣装への浪費はとどまるところを知らず（巻一の三）、盜賊はその組織力を強化して町を荒らし（巻二の二）、博打も流行すれば「放埒組」も横行し（巻三の三）、漆の横領も行われる（巻三の三）。また、一方で庶民の貧困は極度に強調され、犯罪の原因にもなる。小判も見知らぬ熊野山中では心優しい少女が強盗殺人を思いつき（巻二の二）、鎌倉の才覚男も八十両を手に入れるために油売りを殺し（巻三の四）、越前敦賀の大湊では妻に先立たれた父親が子を捨てようとし（巻四の三）、

描いた『本朝孝子伝』今世部の二十話中、国主等から表彰されたという話は十三話を占めている。中国説話の「二十四孝」のように「天運」が介在することではなく、良君によつて行われる憐れみ深い治世が孝行者を救う。そのような「仁政」が実現している世界なのである。

これに對し、『本朝二十不孝』の世界では、不孝者に天罰が下るもの、親孝行な者も決して報われず、そこに為政者の介在はわずかな例外を除きほとんど見られない（注27）。

『懷硯』と『本朝二十不孝』との近親性は、一読すれば誰もが気づくことであろう。『懷硯』の刊行年は貞享四年、ほぼ同期の執筆であると思われ、この作品の進行役とでも言うべき僧判山の旅の見聞記、すなわち諸国話形式をとつてゐるといふ点でも共通している。何よりも題材面で、「孝行」「不孝」あるいは「家族」「夫婦」などの通底がみられることが注目される。それゆえに、箕輪吉次氏が、卷二の四「鼓の色にまよふ人」に綱吉の孝道奨励政策への西鶴の懷疑を見出し（注28）、井口洋氏も卷四の二「憂き目を見る竹の世の中」に、行き過ぎた忠義孝行への非難を読み取つたりする（注29）というのも当然のことといえよう。

類似性に今一步踏み込んで言えば、先に述べた通り、為政者の目がほとんど届かない、アナーキーな世の中の有様を描いたという点でも、『懷硯』は『本朝二十不孝』とよく似通つてゐる。その中でも端的な例は、白昼に堂々と商人と僧とによる博

打が行われている卷一の二「照を取昼船の中」であるが（注30）、他の章においても同様の例は数多く見出せる。男伊達の乱暴狼藉が横行する（卷一の三、二の三、五の三）一方で、深刻な武家の困窮が描かれ（卷一の三、三の五、四の一、五の一）、農村では荒廃が目立ち（卷四の一、五の一）、商人は不正や犯罪的な行為に手を染める（卷一の二、二の一、四の一、五の一）。僧は墮落・破戒へと傾き（卷一の二、四の一、四の五）、華美な若衆風俗が流行する（卷一の五、二の五、五の五）。孝行の矛盾とそれが引き起こす悲劇（卷一の四、二の四、四の二）があり、怪異や奇跡が人の心を迷わしている（卷一の一、三の二、四の五）。

幕府によつて禁じられている行為は横行し、また、「仁政」の下ではあつてはならないよう人心の荒廃、都市や農村の窮窮が描かれている、というのが『懷硯』の世界といえよう。

そして、そのような各説話を全体として緩やかにまとめているのが「伴山」という存在である。いわば彼は、さまざま現実を反映した各説話を共鳴させ合うネットワークの媒介者であり、当代のありさまを浮かび上がらせる上で大きな役割を果たしていることができる（注31）。

また、この『懷硯』の世界を一話に凝縮したような一章が卷四の一「大盜入人相の鐘」であるといふことも、以前に指摘したことがある（注32）。越後の国の貧乏寺に六人の盗賊が押し入つたものの、盗むものも何もないでの、その寺の吐雲という風

変わりな僧に、酒を飲みながらおののおのの過去を語るという一話であるが、それぞれの経歴のユニークさもさることながら、士農工商と坊主に神主と、当時の身分を網羅するよう、そして、さまざまな地域の人物に設定されていることが注目される。

## 八、結語　—「仁政」と「諸国」の「世の人心」

十七世紀の半ばに普及した「仁政イデオロギー」的な発想には、戦国時代の天道思想と類似した要素が見出され、また、徳川幕府成立以降の儒教的要素も混入しており、その全体像は簡潔にはまとめがたい。また、この発想が一般化することを可能にした社会構造の変化の過程も複雑である。とはいっても、このような発想を具体化してくれる言説として、「太平記評判秘伝理尽抄」などの様々な太平記評計書や、それらを活用する「太平記語り」の活発な活動が大きな影響力を持つていたことは確かであろう。それによって「仁政イデオロギー」の発想は、支配層から知識階級、そして庶民へと幅広く普及していった。

それに対して、幕府は情報収集には努めるが、それを公開することなく隠蔽と偽装とに腐心する。一方では厳しく行政改革を行い、役人の勤務査定を行いつつも、その一方で、あたかも「仁政」が既に実現されているかのような幻想を流布させる。そのような欺瞞的なキャンペーンの一環が全国への忠孝札の設置であり、孝子の表彰であり、孝子伝の刊行であったのであり、やがてそれは「生人類憐れみの令」へとつながっていく。

優れた君主が、従順な民を本として、国を確立させていくこと建前の明示。ここに一種のナショナル・アイデンティティの萌芽を見出すことができるとはいえないだろうか。もちろん、これは本稿で扱いきることなどできない大きな問題である。しかし、ナショナル・アイデンティティの確立は、幕末の黒船到来以来だというかつての思想史の常識が、近年は蘭学・国学の

で江戸へ向い、代官の使者が熱田まで追いかけ説得して留める、という事態も起きた（注33）。また、飢饉は単なる天変地異によ

確立期まで遡るようになり、さらに近世初期の商業資本主義確立期に既に見出せるとの見解も示されるようになった（注35）。

話を西鶴に戻すならば、虚妄であり幻想である「仁政」に対する懐疑するかのように、「本朝二十不孝」や「懷硯」の各説話は、疲弊し秩序の乱れた諸国の集合体を浮かび上がらせてゐるといふことができる。もちろん、「仁政イデオロギー」が一つの国家像——ナショナル・アイデンティティに近いまとまりを見せてゐるのに對し、西鶴のものは、読み手が各説話をモザイク状に組み合わせていった後に浮かび上がつてくる、不安定であります。いな総体にすぎない。とはいへ、危険な、いわば際どい話であることは確かである。なぜあえてそのような作品を書くのか? いえ、名人は危うきに遊ぶではないが、それ自体が書く喜びであり、読者の期待するものでもあつたという他はない。

先に「戯作説」について触れたが、西鶴については戯作という語を「毒にも薬にもならない笑い」と狭めて把握するのではなく、むしろある種の毒氣、危険性をこそ読者は求めていたと考えるべきであろう。冒頭で野間氏の、綱吉にたいする抵抗・反発説を示したが、それとは異質な、個人的な憤慨や義憤を超えた透徹した作家意識が西鶴にはあったようと思える。欺瞞的な「仁政」と対峙しようとする西鶴。このような前提に立つことが、従来の西鶴研究が陥りがちで、典拠探しや同時代の常識との共通項探しといった袋小路から脱出するための、一つの方策ではないか。これが本論文の結論である。

注

(注1) 晖峻康隆『西鶴評論と研究』中央公論社 昭和二三

一九四八年  
召口五人

〔注2〕野間光辰『西鶴年譜考証』中只公詩稿 明和二年

(注3) 野間光辰「西鶴と西鶴以後」『岩波講座 日本文学史』

卷十 近世 昭和三四（一九五九）年。

(注4) 野間光辰「西鶴の転向——西鶴第五書簡をめぐって

『文学』昭和四一(一九六六)年一月号

(注) 關野貞一著《吉田松陰》。

(注6)「いま思うこと—文反古・胸算用と関連させて—」『宝

訳日本の古典 53  
万の文反古 世間胸算用 月報

和五九（一九八四）年 たかし 〔某博士〕 が西風

(注7) 公田修『日本近世文学の成立』法政大学出版局 昭和

四七（一九七二）年。

(注8) 谷脇理史「西鶴の自主規制とカムフラージュ」一応

総括と今後の課題】  
【西鶴と浮世草子研究】第一回

(注9) 尾形功「なけ風の俳諧—『俳諧史論考』」 桜楓社 昭和二年

(注9) 尾形仿「ぬけ風の俳諧」—俳諧史論者 桜林社 明治

五一（一九七七）年。

（注10）野々村勝英「談林俳諧の寓言論をめぐつて」『国語と国文学』昭和三一（一九五六）年一月号。

（注11）中野三敏「前期戯作の方法—寓言と戯作と—」『国語と国文学』昭和四六（一九七二）年一〇月号。

（注12）長谷川強『西鶴をよむ』笠間書院、平成一五（一九九〇）年。勝又基「不孝説話としての『本朝二十不孝』」、

木越治編『国文学解釈と鑑賞別冊 西鶴 挑発するテキスト』至文堂・平成一七（一九九五）年三月。

（注13）谷脇理史「『本朝二十不孝』論序説」『国文学研究（早大）』三六号、昭和四二（一九六七）年三月。後に

『日本文学研究資料叢書 西鶴』有精堂・昭和四四年、『西鶴研究所説』新典社・昭和五六（一九八二）年に再収。

（注14）篠原進「二つの笑い—『新可笑記』と寓言—」『国語と国文学』平成二〇（一九九八）年六月号。

（注15）『中村幸彦著述集 第一巻 近世的表現』中央公論社・昭和五七（一九八二）年。

（注16）矢野公和「『本朝二十不孝』論—アイロニイとしての孝道獎励について—」『国語と国文学』五〇巻六号昭和四八（一九七二）年六月。

（注17）箕輪吉次「本朝二十不孝の背景—その二元的世界」『学苑』五四一号 昭和六〇（一九八五）年一月。

（注18）大久保順子「本朝二十不孝」「跡の剥げたる嫁入長持」論—「評語」の表現をめぐつて—』『文化』平成四

（注19）（注20）（注21）（注22）（注23）（注24）（注25）（注26）（注27）（注28）（注29）（注30）（注31）（注32）（注33）（注34）（注35）（注36）（注37）（注38）（注39）（注40）（注41）（注42）（注43）（注44）（注45）（注46）（注47）（注48）（注49）（注50）（注51）（注52）（注53）（注54）（注55）（注56）（注57）（注58）（注59）（注60）（注61）（注62）（注63）（注64）（注65）（注66）（注67）（注68）（注69）（注70）（注71）（注72）（注73）（注74）（注75）（注76）（注77）（注78）（注79）（注80）（注81）（注82）（注83）（注84）（注85）（注86）（注87）（注88）（注89）（注90）（注91）（注92）（注93）（注94）（注95）（注96）（注97）（注98）（注99）（注100）（注101）（注102）（注103）（注104）（注105）（注106）（注107）（注108）（注109）（注110）（注111）（注112）（注113）（注114）（注115）（注116）（注117）（注118）（注119）（注120）（注121）（注122）（注123）（注124）（注125）（注126）（注127）（注128）（注129）（注130）（注131）（注132）（注133）（注134）（注135）（注136）（注137）（注138）（注139）（注140）（注141）（注142）（注143）（注144）（注145）（注146）（注147）（注148）（注149）（注150）（注151）（注152）（注153）（注154）（注155）（注156）（注157）（注158）（注159）（注160）（注161）（注162）（注163）（注164）（注165）（注166）（注167）（注168）（注169）（注170）（注171）（注172）（注173）（注174）（注175）（注176）（注177）（注178）（注179）（注180）（注181）（注182）（注183）（注184）（注185）（注186）（注187）（注188）（注189）（注190）（注191）（注192）（注193）（注194）（注195）（注196）（注197）（注198）（注199）（注200）（注201）（注202）（注203）（注204）（注205）（注206）（注207）（注208）（注209）（注210）（注211）（注212）（注213）（注214）（注215）（注216）（注217）（注218）（注219）（注220）（注221）（注222）（注223）（注224）（注225）（注226）（注227）（注228）（注229）（注230）（注231）（注232）（注233）（注234）（注235）（注236）（注237）（注238）（注239）（注240）（注241）（注242）（注243）（注244）（注245）（注246）（注247）（注248）（注249）（注250）（注251）（注252）（注253）（注254）（注255）（注256）（注257）（注258）（注259）（注260）（注261）（注262）（注263）（注264）（注265）（注266）（注267）（注268）（注269）（注270）（注271）（注272）（注273）（注274）（注275）（注276）（注277）（注278）（注279）（注280）（注281）（注282）（注283）（注284）（注285）（注286）（注287）（注288）（注289）（注290）（注291）（注292）（注293）（注294）（注295）（注296）（注297）（注298）（注299）（注300）（注301）（注302）（注303）（注304）（注305）（注306）（注307）（注308）（注309）（注310）（注311）（注312）（注313）（注314）（注315）（注316）（注317）（注318）（注319）（注320）（注321）（注322）（注323）（注324）（注325）（注326）（注327）（注328）（注329）（注330）（注331）（注332）（注333）（注334）（注335）（注336）（注337）（注338）（注339）（注340）（注341）（注342）（注343）（注344）（注345）（注346）（注347）（注348）（注349）（注350）（注351）（注352）（注353）（注354）（注355）（注356）（注357）（注358）（注359）（注360）（注361）（注362）（注363）（注364）（注365）（注366）（注367）（注368）（注369）（注370）（注371）（注372）（注373）（注374）（注375）（注376）（注377）（注378）（注379）（注380）（注381）（注382）（注383）（注384）（注385）（注386）（注387）（注388）（注389）（注390）（注391）（注392）（注393）（注394）（注395）（注396）（注397）（注398）（注399）（注400）（注401）（注402）（注403）（注404）（注405）（注406）（注407）（注408）（注409）（注410）（注411）（注412）（注413）（注414）（注415）（注416）（注417）（注418）（注419）（注420）（注421）（注422）（注423）（注424）（注425）（注426）（注427）（注428）（注429）（注430）（注431）（注432）（注433）（注434）（注435）（注436）（注437）（注438）（注439）（注440）（注441）（注442）（注443）（注444）（注445）（注446）（注447）（注448）（注449）（注450）（注451）（注452）（注453）（注454）（注455）（注456）（注457）（注458）（注459）（注460）（注461）（注462）（注463）（注464）（注465）（注466）（注467）（注468）（注469）（注470）（注471）（注472）（注473）（注474）（注475）（注476）（注477）（注478）（注479）（注480）（注481）（注482）（注483）（注484）（注485）（注486）（注487）（注488）（注489）（注490）（注491）（注492）（注493）（注494）（注495）（注496）（注497）（注498）（注499）（注500）（注501）（注502）（注503）（注504）（注505）（注506）（注507）（注508）（注509）（注510）（注511）（注512）（注513）（注514）（注515）（注516）（注517）（注518）（注519）（注520）（注521）（注522）（注523）（注524）（注525）（注526）（注527）（注528）（注529）（注530）（注531）（注532）（注533）（注534）（注535）（注536）（注537）（注538）（注539）（注540）（注541）（注542）（注543）（注544）（注545）（注546）（注547）（注548）（注549）（注550）（注551）（注552）（注553）（注554）（注555）（注556）（注557）（注558）（注559）（注560）（注561）（注562）（注563）（注564）（注565）（注566）（注567）（注568）（注569）（注570）（注571）（注572）（注573）（注574）（注575）（注576）（注577）（注578）（注579）（注580）（注581）（注582）（注583）（注584）（注585）（注586）（注587）（注588）（注589）（注590）（注591）（注592）（注593）（注594）（注595）（注596）（注597）（注598）（注599）（注600）（注601）（注602）（注603）（注604）（注605）（注606）（注607）（注608）（注609）（注610）（注611）（注612）（注613）（注614）（注615）（注616）（注617）（注618）（注619）（注620）（注621）（注622）（注623）（注624）（注625）（注626）（注627）（注628）（注629）（注630）（注631）（注632）（注633）（注634）（注635）（注636）（注637）（注638）（注639）（注640）（注641）（注642）（注643）（注644）（注645）（注646）（注647）（注648）（注649）（注650）（注651）（注652）（注653）（注654）（注655）（注656）（注657）（注658）（注659）（注660）（注661）（注662）（注663）（注664）（注665）（注666）（注667）（注668）（注669）（注670）（注671）（注672）（注673）（注674）（注675）（注676）（注677）（注678）（注679）（注680）（注681）（注682）（注683）（注684）（注685）（注686）（注687）（注688）（注689）（注690）（注691）（注692）（注693）（注694）（注695）（注696）（注697）（注698）（注699）（注700）（注701）（注702）（注703）（注704）（注705）（注706）（注707）（注708）（注709）（注710）（注711）（注712）（注713）（注714）（注715）（注716）（注717）（注718）（注719）（注720）（注721）（注722）（注723）（注724）（注725）（注726）（注727）（注728）（注729）（注730）（注731）（注732）（注733）（注734）（注735）（注736）（注737）（注738）（注739）（注740）（注741）（注742）（注743）（注744）（注745）（注746）（注747）（注748）（注749）（注750）（注751）（注752）（注753）（注754）（注755）（注756）（注757）（注758）（注759）（注760）（注761）（注762）（注763）（注764）（注765）（注766）（注767）（注768）（注769）（注770）（注771）（注772）（注773）（注774）（注775）（注776）（注777）（注778）（注779）（注780）（注781）（注782）（注783）（注784）（注785）（注786）（注787）（注788）（注789）（注790）（注791）（注792）（注793）（注794）（注795）（注796）（注797）（注798）（注799）（注800）（注801）（注802）（注803）（注804）（注805）（注806）（注807）（注808）（注809）（注810）（注811）（注812）（注813）（注814）（注815）（注816）（注817）（注818）（注819）（注820）（注821）（注822）（注823）（注824）（注825）（注826）（注827）（注828）（注829）（注830）（注831）（注832）（注833）（注834）（注835）（注836）（注837）（注838）（注839）（注840）（注841）（注842）（注843）（注844）（注845）（注846）（注847）（注848）（注849）（注850）（注851）（注852）（注853）（注854）（注855）（注856）（注857）（注858）（注859）（注860）（注861）（注862）（注863）（注864）（注865）（注866）（注867）（注868）（注869）（注870）（注871）（注872）（注873）（注874）（注875）（注876）（注877）（注878）（注879）（注880）（注881）（注882）（注883）（注884）（注885）（注886）（注887）（注888）（注889）（注890）（注891）（注892）（注893）（注894）（注895）（注896）（注897）（注898）（注899）（注900）（注901）（注902）（注903）（注904）（注905）（注906）（注907）（注908）（注909）（注910）（注911）（注912）（注913）（注914）（注915）（注916）（注917）（注918）（注919）（注920）（注921）（注922）（注923）（注924）（注925）（注926）（注927）（注928）（注929）（注930）（注931）（注932）（注933）（注934）（注935）（注936）（注937）（注938）（注939）（注940）（注941）（注942）（注943）（注944）（注945）（注946）（注947）（注948）（注949）（注950）（注951）（注952）（注953）（注954）（注955）（注956）（注957）（注958）（注959）（注960）（注961）（注962）（注963）（注964）（注965）（注966）（注967）（注968）（注969）（注970）（注971）（注972）（注973）（注974）（注975）（注976）（注977）（注978）（注979）（注980）（注981）（注982）（注983）（注984）（注985）（注986）（注987）（注988）（注989）（注990）（注991）（注992）（注993）（注994）（注995）（注996）（注997）（注998）（注999）（注999）

が聞いてこれを憐れみ、俸禄を与えたとする。「寛文

初年国主細川公諱ハ綱利具ニ此ノ事ヲ聽テ之ヲ恤レミ

之ヲ賑シ卒ニ乃彼ヲシテ其ノ旧業ヲ棄テシメ俸ヲ城府

ニ受ケシム。」

(注26) 注21の拙稿参照。

(注27) 卷四の四「本に其人の面影」は、そのような『本朝二

十不孝』にあつて例外的な一章と言える。この章につ

いては、拙稿「本に其人の面影」考—『本朝二十不孝』卷四の四に描かれた不孝—『国語国文学報』第

六五集(平成一九(二〇〇七)年三月)で詳述した。

(注28) 箕輪吉次『懷硯』と『近代艶隠者』—卷二の四「鼓

の色にまよふ人』の作者をめぐって』『学苑』四九

四号 昭和五六(一九八一)年、同『懷硯の素材と方

法』『学苑』五一〇号 昭和五七(一九八二)年。

(注29) 井口洋『懷硯』一面—「誰かは住みし荒屋敷」の主

題—『叙説』一三号 昭和六(一九八六)年。

(注30) 拙稿『『懷硯』試論—伴山の存在と共鳴し合う当代説

(三) 年三月参照。

(注31) 平林香織『『懷硯』における話のネットワーク』

『長野県短期大学紀要』五二号 平成九(一九九七)

年。

(注32) 注22と同。

(注33)

「揖斐記」徳川林政史研究会蔵。『岐阜県史』資料編

近世二(昭和四一(一九六六)年)所収。また、『岐

阜県史』通史編 近世下、第一六章(布川清司執筆分、

昭和四七(一九七二)年)参照。

(注34) 菊池勇夫『近世の飢饉』吉川弘文館・平成九(一九九

七)年。

(注35) 前田勉氏は「いわゆる「西欧の衝撃」以前に、すでに

近世日本のなかに、「日本人」というナショナル・アイデンティティの可能性が全くなかつたとはいえない」とし、そうした「日本人」というナショナル・アイデンティティの可能性は、近世の兵営国家を内側から突き崩す力とともに生まれてきた)のであり、「近

世日本の兵役国家を内側から崩壊させていったのは、貨幣経済・商品経済の進展であった」と述べている。

前田勉『兵学と朱子学・蘭学・国学—近世日本思想史の構図』(平凡社選書25) 平凡社 平成一八(二〇〇六)年。

(うどう ゆたか)